

HIRECにおける新型コロナウイルス感染症への対応について
(政府の緊急事態宣言解除に伴う当社の対応)

1. 感染拡大防止のための対応について

当社では、政府が2020年5月25日に新型コロナウイルス緊急事態宣言解除を発表したことを受け、引き続き感染防止対策を十分に講じたうえで、業務運営の正常化に向けて段階的に進めてまいります。

しかしながら、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、依然として新型コロナウイルスの感染リスクがあることを踏まえ、当面の間は、在宅勤務可能な業務に従事する従業員に対しては在宅勤務を推奨し、事業運営上で出社が不可避の場合は、時差出勤等の感染防止対策を引き続き講じながら業務を継続してまいります。

2. お客様、お取引様対応について

お客様、お取引先様、加えて従業員とその家族の安全確保・感染予防と感染拡大の防止を最優先とする方針のもと、お客様への製品・サービスの提供を継続してまいります。お客様、お取引先様、および関係者の皆様には、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. 期間

2020年6月1日（月）から当面の間

(但し、お客様、お取引様の状況、及び今後の政府、自治体等の動向を鑑み、必要に応じて弊社としての対応を変更する場合がございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。)

以上